



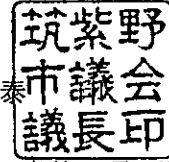
様式第3号(第4条関係)

公文書一部開示決定通知書

24筑議第 144 号
平成24年 6月11日

濱 武 振 一 様

筑紫野市議会
議長 大石 泰



平成24年6月8日付の公文書の開示請求については、筑紫野市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり公文書の一部を開示することに決定したので通知します。



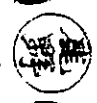


なお、公文書の開示を受けるときには、この通知書を情報公開室の職員に提示してください。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	請願第3号「エコ・センチュリー21(株)の産業廃棄物処理施設の設置に反対する請願書」	
公文書の開示を行う日時及び場所	【日時】 平成24年 6月12日(午前・ 午後) 2時50分 ※ 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を所管課等にご連絡ください。 【場所】 情報公開室	
開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付	
公文書の一部を開示しない理由	筑紫野市情報公開条例第7条第3号に該当(理由) 法人その他の団体に関する情報である印影については、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため開示することができません。	
筑紫野市情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の公文書を開示することができる時期(明記することができるときのみ記入)	年	筑紫野市議会 議長 大石 泰
所管課等名	議会事務局 議事課 議会担当 電話番号 092-923-1111 (内線468)	
<p>※ この決定に不服がある場合には、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に筑紫野市議会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を知った日(異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定を知った日)の翌日から起算して6箇月以内に筑紫野市を被告として(訴訟において筑紫野市を代表する者は、筑紫野市議会議長となります。)、提起することができます。</p> <p>なお、この決定又は異議申立てに対する決定を知った日から6箇月以内であっても、この決定又は異議申立てに対する決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

エコ・センチュリー21（株）の産業廃棄物
処理施設の設置に反対する請願書

平成24年 5月 25日

紹介議員 筑紫野市議会議員

氏名	松原 静雄	
氏名	森田 健二	
氏名	尾崎 正義	 
氏名	井上 剛工	



エコ・センチュリー21（株）の産業廃棄物処理施設の設置に反対する請願

1. 請願の要旨

筑紫野市大字山家2053番地42にエコ・センチュリー21（株）が、産業廃棄物処理施設の設置計画をしています。この計画に山家地区及び御笠地区の関係行政区世帯の大多数が反対しています。貴議会において、この設置計画に反対の決議をしていただきますよう請願します。

2. 請願理由

①エコ・センチュリー21（株）が、産業廃棄物処理施設の設置計画をしている地域には、既に隣接して3社の産業廃棄物処理施設が稼働しています。さらに、山家地区には、数社の産業廃棄物処理施設が稼働しています。これらに加えて、大規模な産業廃棄物の焼却施設が設置され、稼働することに対し地域住民は生活と健康に関する安全が保たれるのか不安と心配にさらされています。

②既存の産業廃棄物処理施設から廃ガス（煙）が、御笠地区の方向に、排出されています。その時期以降に、御笠地区の植物の葉が枯れるなどの被害が発生しております。又、山家地区においても河川の汚濁がたびたび発生した事実があります。地域住民の生活基盤は農業であり、飲料水は地下水に依存しています。これらのことから、大気汚染、土壌及び水資源の汚染は地域住民の生活に重大な被害をもたらすこととなります。処理施設から排出される有害物質は、少量であっても多年にわたって排出され、蓄積されると予想を越える被害が生ずることは、各地で発生した公害問題が如実に証明しています。

③山家地区は、行政指導による「地域分権・地方自治」の精神をくんで、平成23年6月に、地域コミュニティづくりに着手したところです。御笠地区においても、その計画が進行中です。両地区とも緑と清浄な空気と水に恵まれた農山村地域であり、さらに、歴史と文化遺産が集積した地域でもあります。これらの地域資源を基盤としたまちづくり計画を策定中です。産業廃棄物処理施設を建設することは、少子高齢化をくい止め、再生しようとの願いを破壊することとなります。地域住民の願いと活動を根底から覆すものであり、荒廃を招く施設の建設に、住民は怒りを持って反対します。

上記の理由により、署名の写しを添付し、地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

平成24年5月25日

筑紫野市議会議長 大石 泰 様

請願者

郵便番号 818-0003

筑紫野市大字山家2850番地1

エコ・センチュリー21対策山家・御笠特別委員会

会長 高野 徳美

連絡先（電話）092-926-1485